

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年6月29日

【会社名】 ヒロセ通商株式会社

【英訳名】 Hi rose Tusyo Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 細 合 俊 一

【本店の所在の場所】 大阪市西区新町一丁目3番19号 MGビルディング

【電話番号】 06-6534-0708（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 経営企画室長 松 井 隆 司

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区新町一丁目3番19号 MGビルディング

【電話番号】 06-6534-0708（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 経営企画室長 松 井 隆 司

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	402,135,000円
売出金額	
（引受人の買取引受による売出し）	
ブックビルディング方式による売出し	439,900,000円
（オーバーアロットメントによる売出し）	
ブックビルディング方式による売出し	136,950,000円

（注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年2月12日付で提出いたしました有価証券届出書について、記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第二部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 1 株式等の状況

##### (2) 新株予約権等の状況

#### 第5 経理の状況

##### 1 連結財務諸表等

##### (1) 連結財務諸表

##### 注記事項

##### (連結貸借対照表関係)

##### 2 財務諸表等

##### (1) 財務諸表

##### 注記事項

##### (貸借対照表関係)

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

## 第二部 【企業情報】

### 第4 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (2) 【新株予約権等の状況】

(訂正前)

(第1回新株予約権) 平成19年9月12日の臨時株主総会決議及び平成19年9月21日の取締役会決議に基づくもの

区分	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 75	同左

(訂正後)

(第1回新株予約権) 平成19年9月12日の臨時株主総会決議及び平成19年9月21日取締役会決議に基づくもの

区分	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 150	同左

(訂正前)

(第2回新株予約権) 平成19年9月12日の臨時株主総会決議及び平成20年3月14日取締役会決議に基づくもの

区分	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 75	同左

(第2回新株予約権) 平成19年9月12日の臨時株主総会決議及び平成20年3月14日取締役会決議に基づくもの

区分	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 150	同左

## 第5 【経理の状況】

### 1 【連結財務諸表等】

#### (1) 【連結財務諸表】

##### 【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

#### 3 財務制限条項

(訂正前)

当連結会計年度(平成27年3月31日)

当社が契約するコミットメントライン契約及びポンド・ファシリティ契約には、以下の財務制限条項が付されております。

1. ~ 2. 省略
3. 記載なし

(訂正後)

当連結会計年度(平成27年3月31日)

当社が契約するコミットメントライン契約、ポンド・ファシリティ契約、当座貸越契約には、以下の財務制限条項が付されております。

1. ~ 2. 省略
3. 当座貸越契約

金融商品取引法第46条の6第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。

金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する当該月にかかる月次単体試算表に示される経常利益の5倍に相当する額を2ヶ月連続して超過しないようにすること(なお、月次単体試算表に示される経常損益が損失である場合には、当該月については超過したものとみなす。)

業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第22項の定義による。)を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を5百万USドル未満に維持すること。

各四半期会計期間末日の単体の損益計算書に示される営業損益および経常損益が、損失とならないようにすること。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、貸出人の要求に基づき各借入金に関して貸出人に対し負担する一切の債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、当連結会計年度末における各財務制限条項への抵触の事実はありません。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### 【注記事項】

(貸借対照表関係)

#### 4 財務制限条項

(訂正前)

当事業年度(平成27年3月31日)

当社が契約するコミットメントライン契約及びポンド・ファシリティ契約には、以下の財務制限条項が付されています。

1. ~ 2. 省略
3. 記載なし

(訂正後)

当事業年度(平成27年3月31日)

当社が契約するコミットメントライン契約、ポンド・ファシリティ契約、当座貸越契約には、以下の財務制限条項が付されています。

1. ~ 2. 省略

#### 3. 当座貸越契約

金融商品取引法第46条の6第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。

金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する当該月にかかる月次単体試算表に示される経常利益の5倍に相当する額を2ヶ月連続して超過しないようにすること（なお、月次単体試算表に示される経常損益が損失である場合には、当該月については超過したものとみなす。）。

業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第22項の定義による。)を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を5百万USドル未満に維持すること。

各四半期会計期間末日の単体の損益計算書に示される営業損益および経常損益が、損失とならないようにすること。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、貸出人の要求に基づき各借入金に関して貸出人に対し負担する一切の債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、当事業年度末における各財務制限条項への抵触の事実はありません。